

今号のお知らせ

● 全国健康保険協会 岩手支部 P2-3

- 従業員の健康のために
あなたの会社も健康経営始めませんか?
- 健康サポート(特定保健指導)をご利用ください!

● 日本年金機構 P4-6

- オンラインサービスをご利用ください!
- 賞与支払届を忘れずにご提出ください
- 11月は、ねんきん月間です!

● 岩手県社会保険労務士会 P7

- 社労士通信 vol.29

● 社会保険協会 P8

- 年金制度説明会・保健所による出前講座等のご案内
- 「ゴルフ大会」を実施しました!



絵と文：千葉てるお

「ふるりのやさしさと健康を兼ねた甘とろの甲子柿」

今年の秋は少し遅めですが、釜石では今年も名物の「甲子柿」が店頭をはじめ全国へ届けられる季節となりました。

この地のご出身の方々には、季節を感じるとともにふる里を想う懐かしの味となることでしょう。

石室で燻せれ鮮やかな色に仕上がった柿は、栄養素も豊富ということで冬を迎える体にとっても優しいのです。

釜石でしか作れない柿の味を楽しんでみてはいかがでしょうか?♪

令和5年10月からスタートのインボイス制度について

当協会は年会費のみで事業運営を行っており、収益事業は行っていない「免税事業者」です。

「年会費」は不課税取引となりますので、「インボイス制度に伴う適格請求書発行事業者登録番号」の取得は行っていません。

記事提供：日本年金機構盛岡年金事務所、全国健康保険協会岩手支部
岩手県社会保険労務士会

編集・発行：一般財団法人岩手県社会保険協会

従業員の健康のために

既に約1,900事業所が宣言しています！ あなたの会社も健康経営始めませんか？

こんなお悩みありませんか？

- いきいきと長く働いてくれる人材を確保したい
- 従業員の健康状態を改善し、生産性を高めたい
- 従業員同士のコミュニケーションの質を向上させたい
- 自社のイメージアップを図りたい



1つでもチェックがあれば、健康経営を宣言するチャンスです！



「健康経営」って何？

従業員の健康を重要な経営資源と捉え、健康増進に積極的に取り組む企業経営のスタイルのことです。

協会けんぽ岩手支部では、職場の健康づくりに取り組む事業所様をサポートする、「いわて健康経営宣言」事業を行っています。

生産性の維持・向上

心身ともに元気に働けることで、モチベーション、業務効率が向上

健康経営の
メリット

従業員の欠勤・休職、離職率の低下

従業員の心身の不調が減るとともに、企業への貢献意識や職場の満足度が向上

企業の
イメージアップ

社内的、対外的なイメージ向上

リスクマネジメント

健康リスクの把握により、事故を減らし、労働災害の発生を予防

働き盛りの従業員を襲う重大疾病

生活習慣に起因する疾病は、主に事業所を支えている働き盛りの従業員が多く発症しています。

治療のため、従業員が欠けることは、中小企業にとって大きなダメージとなってしまいます。

貴社も「いわて健康経営宣言」に登録し、元気な職場づくりに取り組みましょう！

生活習慣病の重症化による医療費(10割)

傷病名	入院	外来
心筋梗塞	約114万円	約2万9千円
脳梗塞	約72万円	約2万千円
脳出血	約81万円	約2万3千円
糖尿病合併症(腎不全の場合)	約51万円	約29万円

※【岩手支部加入者レセプト1件当たり(一か月当たり)の金額(令和3年度)】
※患者ご本人様が医療機関の窓口で支払う自己負担額は、負担割合によって異なります。

ご担当者様へ

いわて健康経営宣言の登録は簡単！

登録用紙をFAXまたは郵送にてご提出するだけ！

FAX ▶ 019-604-9117

郵送 ▶ 〒020-8508 協会けんぽ 宛て

いわて健康経営宣言の詳細、登録用紙のダウンロード・印刷についてはこちら→



お問い合わせ先：TEL019-604-9018(企画総務グループ)

健康サポート(特定保健指導)をご利用ください！



健康サポートとは？

健診の結果、生活習慣病を発症するリスクがある方に、専門職(保健師・管理栄養士)が生活習慣を見直すためのアドバイスを行います。



- ・高血圧
- ・高血糖
- ・脂質異常
- ・タバコ

放置すると…

重大な病気の
リスク

そうなる前に

健康サポートで重大な生活習慣病のリスクを減らしましょう!!

協会けんぽの被保険者(加入者 ご本人)は無料で専門職(保健師・管理栄養士)からの健康サポートを受けられます！

健康サポートの利用方法は3つ！

簡単便利

① 健診日当日に健診機関で受ける

- ◎対象となった方には、健診機関からお声がけいたします。
- ◎後日日程を調整する必要が無いため、大変便利です。

健診当日に健康サポートを受けられる健診機関はコチラ→



② 保健指導者が直接事業所を訪問

- ◎協会けんぽ岩手支部または協会けんぽ岩手支部が委託している事業者がお勤め先を訪問し、ご本人様と直接面談を行います。
- ◎事業所ご担当者様は、スケジュールの調整と面談場所の提供にご協力をお願いいたします。

③ タブレット等によるオンライン面談

- ◎協会けんぽ岩手支部が委託している事業者がタブレット等により、オンラインで面談を実施いたします。

健康サポート(特定保健指導)について、詳しくはコチラ→



お問い合わせ先：TEL019-604-9089(保健グループ)

オンラインサービスをご利用ください!

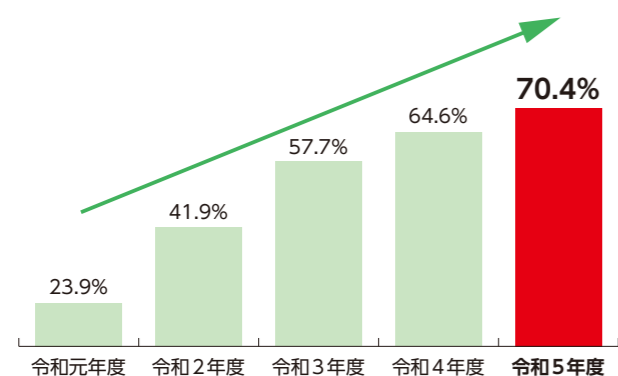
日本年金機構では、社会全体のデジタル化への対応、お客様の利便性向上を目的として、事業所・個人それぞれのお客様のニーズと申請手続等の特性に応じたオンラインサービスを推進しております。

事業所向けオンラインサービス

電子申請

事業所が提出する資格取得届や算定基礎届等の社会保険関係の届書をインターネットを利用して提出できるサービスです。

■主要7届書^{※1}の電子申請割合は年々上昇し、令和5年度末時点で70.4%まで増加。



※1 / ①資格取得届 ②資格喪失届 ③算定基礎届 ④月額変更届 ⑤賞与支払届 ⑥健康保険被扶養者異動届 ⑦国民年金第3号被保険者関係届

■電子申請された届書は、事務処理の日数^{※2}が短縮。紙の届書より処理が早く、保険証の発行も早い。

届出	申請方法	H31.4	R4.4
資格取得届	電子申請	3.3日	0.7日
	紙申請	4.2日	3.6日
健康保険被扶養者異動届	電子申請	2.8日	0.9日
	紙申請	4.1日	3.6日

※2 / 機構における届書の受付日の翌日から資格確認までの期間(土日祝日除く)であり、全国健康保険協会における健康保険被保険者証の作成に要する期間を含まない。

①サービスの概要

電子申請の方法は以下の3種類あります。電子申請を行うには、gBizID^{※1}または電子証明書^{※2}が必要です。

申請方法	概要
届書作成プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ◎日本年金機構のHPから無料でダウンロードできるソフト(届書作成プログラム)から電子申請を行う方法。 ◎デジタル庁が発行するgBizIDと組み合わせることで、無料で電子申請の環境が整う。 ◎電子送付で受け取る被保険者データを取り込むことで、入力項目の一部が予め入力された状態になり、簡易に電子申請することが可能。
労務管理ソフト	<ul style="list-style-type: none"> ◎民間事業者が提供する市販の労務管理ソフトから電子申請を行う方法。 ※ご利用になるソフトによって利用方法が異なります。ご利用の労務管理ソフトのHP等をご確認ください。
e-Gov	<ul style="list-style-type: none"> ◎e-Gov(デジタル庁が運営している総合的なポータルサイト)から電子申請を行う方法。 ※上記の2つの方法と異なり、届書項目全ての入力が必要。申請方法等の詳細はe-GovのHPをご確認ください。

※1 / gBizIDとは、デジタル庁が運営している認証サービスです。1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスでき、無料で利用可能です。詳しくはgBizIDのHP(URL: <https://gbiz-id.go.jp>)をご確認ください。

※2 / 電子証明書とは、電子申請の際、申請者が送信するデータが原本であること、改変されていないことを証明するためのもので実印に相当するものです。電子証明書は数種類あり、取得方法等は電子申請書を発行する認証局(官公庁または民間)のHP等をご確認ください。

②電子申請のメリット

利用者

いつでもどこでも申請可能
24時間365日オンラインで申請が可能。在宅勤務をしていても、自宅から申請が可能。

処理が速く、正確
申請データをそのまま取り込んで処理するため紙の届出と比べ、処理が正確で速い。

機構

正確な処理
データのまま処理可能であるため、入力誤りがない正確な事務処理が可能。

コスト削減
来所や郵送による申請と比べ、移動に要する時間や交通費、郵送費を削減可能。

申請時のチェック、データ管理が簡単
申請時に不備がないかシステムチェックが可能。処理状況・結果通知をPCで確認でき、データ管理も簡単。

コスト削減
データのまま処理可能であるため、入力作業が不要となり、事務処理コストが削減され、処理も速い。

! 賞与支払届を忘れずにご提出ください

被保険者に賞与を支払ったときは、支給日から5日以内に「賞与支払届」の提出が必要となります。厚生年金保険料等の計算や将来受け取る年金額の計算の基礎となりますので、賞与の支給がある場合には、届出漏れがないようご注意ください。

なお、賞与支払予定月に賞与の支払いがなかった場合は、「賞与不支給報告書」をご提出いただくようお願いいたします。

電子申請が便利です!

11月は、ねんきん月間です!

日本年金機構は、厚生労働省と協力し、11月を「ねんきん月間」、11月30日を「年金の日」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動に取り組みます。

「ねんきん月間」では、公的年金制度の趣旨や仕組みをわかりやすく伝えるさまざまな取り組みを行っています。

■ねんきん月間における取り組み事例

◎教育機関での年金セミナー、企業・自治体等での年金制度説明会の実施

◎商業施設等での出張相談会

◎職場体験学習の実施

◎年金に関する作品コンクールの実施

今年度も昨年度に引き続き岩手県内の中学生を対象とした第5回岩手県年金ポスターコンクールを実施しています。

応募作品の中から受賞作品を決定し、12月から翌年1月の一定期間、県内の施設において、作品展示を予定しております。

◎年金委員功労者への表彰式の開催

これまで年金委員として特に活動や取り組みに顕著な功績がある方に対して、表彰式を開催いたします。



ねんきん月間

～ねんきんネットで年金記録を確認しましょう～

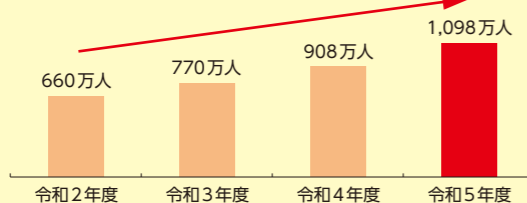
「ねんきんネット」は、ご本人が年金加入記録の確認や年金見込額の試算等をインターネット上で実施できるサービスです。

利用登録は、マイナポータルからがとっても簡単です。

詳しくは日本年金機構ウェブサイトへ

ねんきんネット 検索

ねんきんネット利用者は年々増加し、令和5年度末時点で1,098万人まで増加。



社長 先日労働基準監督署に提出する書面について、来年の1月から電子申請が義務化されると聞いたのだけれど、どういうことか教えてもらえるかな？

社労士 労働者死傷病報告などの電子申請義務化のことですね。これまでは、書面による提出が主な方法でしたが、災害発生状況をよりの確に把握することや、事業者の負担を軽くすること等を目的として、スマホやタブレット、パソコンによる電子申請が原則となります。

また、これまでの労働者死傷病報告の報告様式は、労働者が死亡した場合や休業期間により様式が分かれていましたが、これらの報告項目が統一されます。

社長 手続きが面倒になるの？

社労士 いいえ。基本的には書面で提出していたものを電子申請するだけなので面倒になるということはないと思いますよ。ただ、休業期間が4日未満の場合の報告については、報告項目の統一により「労働保険番号」などいくつかの項目が加えられることとなります。

社長 報告期限はどうなるの？

社労士 電子申請が義務化されても、報告期限についての変更はありません。

社長 労働者死傷病報告の他に、どんな手続きの電子申請が義務化されるの？

社労士 以下の報告についても原則として電子申請が義務化されます。

【表1】

- ・総括安全衛生管理者／安全管理者／衛生管理者／産業医の選任報告
- ・定期健康診断結果報告
- ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告
- ・有害な業務に係る歯科健康診断結果報告
- ・有機溶剤等健康診断結果報告
- ・じん肺健康管理実施状況報告

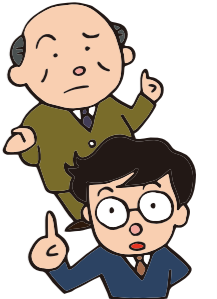
社長 電子申請ができない事業者はどうしたらいいのかな？

社労士 当分の間書面による提出も可能です。この場合表1の報告書は、これまでと同じ様式に記入し提出することができます。ただし、労働者死傷病報告については、これまでの様式での報告はできませんので注意が必要です*。

社長 わからないことがあれば、また相談させてもらうよ。

社労士 ご遠慮なく、いつでもご相談ください！

*厚生労働省ポータルサイト「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」から、様式作成・電子申請が可能です。



ささいな事でもお気軽にどうぞ!

詳しくは
お近くの**社会保険労務士**に
ご相談ください。

ホームページ▶ <https://www.iwate-sr.jp>



社会保険協会からのお知らせ

☆年金制度説明会・保健所による出前講座等のご案内

今般は年金事務所職員による「遺族・障害年金」の概要、保健師による「職場のメンタルヘルス」講座、岩手労働局による「フリーランス・事業者間取引適正化等法」の説明について下記の日程により開催いたします。万が一のために知っておきたい年金制度や心の健康とセルフケア、改正されたフリーランス法など皆様にお役に立つ説明会です。ぜひご参加ください。

開催日	時間	会場	定員	申込期限
令和6年12月 6日(金)	14:00~16:30	釜石市民ホールTETTOホールB	30	12/ 3
令和6年12月12日(木)	14:00~16:30	一関文化センター小ホール	50	12/ 9
令和6年12月18日(水)	14:00~16:30	久慈市アンバーホール会議室	30	12/16
令和7年 1月 9日(木)	14:00~16:30	盛岡市アイーナ研修室812	100	1/ 6
令和7年 1月15日(水)	14:00~16:30	北上市さくらホール小ホール	70	1/10
令和7年 1月23日(木)	14:00~16:30	宮古市シーアリーナ大会議室	35	1/20

詳細は、当協会HP「お知らせ」から「年金制度等説明会」を参照し同封またはダウンロードした「申込書」をFAXによりご連絡願います。

TEL 019-625-2772 FAX 019-626-0252

※ホームページがご覧になれない場合はご連絡ください。FAXにてご案内いたします。

☆ゴルフ大会を実施しました!

今年は10月19日(土)に紫波町の岩手ゴルフ倶楽部で実施しました。今回はチラシを同封せず記事とホームページによる広報のため13名と少数精鋭での参加となりました。スタート時の濃霧、途中のわずかな日差しと虹、そして後半の強い雨と厳しい状況でしたが全員がホールアウトして季節の果物を中心とした参加賞に加え豪華(?)商品を持ち帰りました。

来年は早めの広報で多くの参加者をお待ちします!
よろしく願います。



社会保険協会からのお願い

事業所所在地等を変更されたときはご連絡ください

事業所の名称・所在地・電話番号を変更された場合は、年金機構への届出と同時に当協会にもご連絡をお願いいたします。

変更届

(送付先) **FAX 019-626-0252**

一般財団法人岩手県社会保険協会

会員番号 - - -

(宛名ラベルの下にあります)

変更日 年 月 日

	変更前(全事項記入願います)	変更後(変更事項のみ記入願います)
ふりがな 事業所名		
所在地	〒 —	〒 —
	電話	電話

岩手県内の年金出張相談所及び年金相談につきましては事前予約制となっています。
当協会ホームページの「岩手県年金出張相談所開設案内」より日程や連絡先などをご確認ください。

ホームページがご覧になれない場合は、以下の『日本年金機構専用ダイヤル』へお問い合わせください。

「来訪相談予約受付専用電話」
0570-05-4890

「年金相談に関するお問い合わせ」
0570-05-1165